

## 三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年12月21日(火)  
開会 午後 2時00分  
閉会 午後 4時40分
- 2 会 場 三次市役所本館6階 603会議室
- 3 出席委員 教 育 長 迫 田 隆 範  
委 員 小 根 森 直 子  
委 員 深 水 顕 真  
委 員 井 岡 直 美  
委 員 藤 井 皇 治 郎
- 4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦  
教育委員会事務局付課長 河 野 智 樹  
学校教育課長 中 村 徳 子  
教育委員会事務局付課長 赤 木 実  
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦  
教育総務係長 沖 川 佳 代 子  
文化と学びの課主査 迫 あ す か
- 5 議事日程
- (1) 議案第27号 三次市学校運営協議会設置規則(案)について(公開)
  - (2) 議案第28号 令和4年度就学児等の措置について(非公開)
  - (3) 報告1 三次市学校給食食材安定調達連絡協議会設置要綱の一部改正について(公開)
  - (4) 協議1 学校規模適正化の基本方針(案)について(公開)

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いします。

迫田教育長 前回の教育委員会会議以降の状況等について3点報告する。

1点目は、12月議会について、市議会12月定例会は、12月3日に開会し、一般質問、報告1件のほか、条例改正案、令和3年度補正予算案など、議案22件について可決成立し、12月17日（金）に閉会した。一般質問は12月6日から8日までの3日間、13人の議員が質問に立たれ、教育委員会関係では、8人の議員から32件の質問があった。質問の概要についてはすでに委員の皆さんにもお届けしているとおりである。具体的な内容について、いくらか紹介する。伊藤議員からは、新学校給食調理場の進捗状況に係り、地元食材の活用の体制づくりについて質問があった。新調理場の食材調達については、三次産農産物の活用を図り、地産地消を推進することを目的に、三次産農産物の安定した調達に関する必要事項について検討を行う三次市学校給食食材安定調達連絡協議会を設置して、計画的に協議を進めていることなどを説明している。小田議員からは、三次市の魅力の活かし方に係り、史跡寺町廃寺跡の活用など今後の取組について質問があった。史跡寺町廃寺跡については、現在、発掘調査報告書を作成していることや来年度は報告書を基に保存活用計画を策定することなどを説明している。保実議員からは、小中学校の支援体制に係り、通級指導教室や不登校対策の現状について質問があった。本市では通級による指導を令和元年度から始め、今年度は小学校5校、中学校2校で行っていることや、通級指導教室と特別支援学級との違いなどを説明している。不登校対策については、今年度、塩町中学校に設置した「スペシャルサポートルーム」の取組などを説明している。この他、児童生徒の生理の貧困対策、若者支援策、小中一貫教育の成果と課題、障害のある児童生徒への支援等に関する質問などがあった。各質問への答弁を通じて、議員や市民の皆さんに教育への関心や理解を深めていただくことができるよう、今後も丁寧に対応していく。

2点目、中学校部活動の地域移行検討について、学校の働き方改革になく取組の一つである中学校の部活動改革について、令和2年に、文部科学省から令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることが

示されたことを受けて、本市では、教育委員会と地域振興部で共同し、三次市地域部活動検討委員会を設置することとしており、事前の関係者との協議を経て、12月10日に第1回の検討委員会を行った。委員長には、学識経験者で広島文化学園大学の東川安雄先生に就いていただき、保護者代表2人、学校関係者3人、地域スポーツ団体代表2人の計8人で検討委員会を構成し、今後、本市の実態を踏まえた部活動の地域移行の具体策について検討を進めていただくこととしている。

3点目、美術館関係について、奥田元宋・小由女美術館では、現在、来年1月16日までの予定で、藤井フミヤ展を開催中である。満月の日のロビーコンサートも再開している。三良坂平和美術館では、来年1月4日から、みらさかコレクションの企画展、「あーとあい・きさ」では1月9日から、園児・児童・生徒作品展をそれぞれ予定しているので、鑑賞していただければ幸いである。

教育総務係長 本日の会議は全員出席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本教育委員会会議が成立していることを確認する。それでは、以降の進行を教育長に願います。

迫田教育長 これから議事に移る。本日の議案第28号は、児童生徒の就学措置に関する案件であるため、公開になじまないものとする。については、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、議案第28号は非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 本日の教育委員会会議へは傍聴の申し出がある。傍聴の申出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2条の規定による傍聴の手続きを行っていること認め、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により傍聴を許可する。傍聴の申し出があるため、本日非公開案件である議案第28号を最後に審議することとし、公開案件を先に審議することとしてよろしいか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 それでは、まず公開案件から審議する。ただいまから会議を公開とする。

一傍聴人入室一

迫田教育長 ここから、議案第27号を公開で行う。傍聴の方は、お渡ししている注意事項をよくお読みいただき、静粛に傍聴していただくようお願いする。それでは、議案第27号について、事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長 三次市学校運営協議会設置規則案について概要を説明する。本市では、各中学校区単位でコミュニティ・スクールの導入を計画しており、現在、三次中学校区をモデル地域として、令和4年4月から本格的にコミュニティ・スクールの運用を開始するよう準備を進めているところである。令和4年度からコミュニティ・スクールを実施することに伴い、学校運営協議会を設置していくため、関係条例の改正や規則を定めることが必要となる。先日の12月議会において関係条例である、「三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」について議決をいただき、学校運営協議会委員を、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職として報酬を支給するよう可決いただいたところである。この条例の一部改正に基づき、このたび、三次市学校運営協議会設置規則案を審議いただくものである。第1条に目的を掲げており、「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることにより、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営に適切に参画することを促進し、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。」としている。第2条には、設置として、「前条の目的を達成するため、その所管に属する中学校区ごとに協議会を置くものとする。」としており、今進めている中学校区単位のコミュニティ・スクールを設置することにしている。続いて第3条、学校運営に関する基本的な方針の承認として、そこに挙げている（1）から（4）までの4点について、協議会において承認を得るものとしている。第4条、意見の申出について、「協議会は、対象学校の運営に関することについて、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。」第2項として、「協議会は、対象学校の職員の

採用その他の任用に関する事項に関して別に定める規定により、教育委員会を經由し、広島県教育委員会に対して意見を述べることができる。」としている。この「別に定める規定」は、規則を承認いただいた後、要綱として定めるように考えており、一般的な意見や、建設的な意見で、個人を特定した意見ではないこと等を定める予定である。第5条、学校運営等に関する評価について、今後、学校評議員会や学校関係者評価委員会については、協議会の中へ含んでいくように考えており、「協議会は対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。」という一文を入れている。第6条では、積極的に情報提供をしていくことを定め、第7条では、協議会の委員の任命について、「協議会は、15名以内の委員をもって組織する。」とし、第2項(1)から(6)に掲げる者のうちから定めるものとしている。第8条は守秘義務等について、第9条は任期として、委員の任期を1年とし、ただし、再任は妨げないものとしている。第10条に報酬を定めており、先ほど説明した、「三次市特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例」別表第1に掲げる額としている。第11条、会長及び副会長、第12条、会議、第13条、会議の公開、第14条、研修、第15条、協議会の適正運営を確保するための必要な措置について定め、第16条では、委員の解任について定めている。委員の解任では、第8条で守秘義務等を定めているが、その規定に反した場合や、本人から申出があった場合、その他、解任に相当する事由が認められる場合は、解任できることを定めた。第17条、その他として、必要な事項は教育長が別に定めるとして、今後、要綱として必要な事項を定めていきたいと考えている。最後に、附則として4点挙げている。第3項では、協議会を設置した後、最初に開催される会議は、会長、副会長が任命されていないため、第12号条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集するとしている。また、第4項で、「当分の間、この規則の規定にかかわらず、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、なおその効力を有する。」としている。これは、今後順次コミュニティ・スクールを導入していくが、それまでは学校評議員会や、学校関係者評価委員会は行っているため、運営協議会ができあが

るまでは、その効力を有するというで、ここに一文あげている。

迫田教育長 それでは、質問等あればお願いします。

深 水 委 員 第2条で中学校区ごとに協議会を置くというのは、中学校区の中に中学校も小学校もあるが、そこで1つということか。

教育委員会事務局付課長 基本的に、これまで進めてきた小中一貫教育のさらなる発展ということで、中学校区に1つの運営協議会と考えている。その中には小学校の関係者も、中学の関係者も全部入っていただくように考えている。

教育委員会事務局付課長 さきほど課長が説明した附則第4項との関係だが、まだ、前の規則が使われているところもあるため、第2条で、協議会の設置については置くと言いついていない。文部科学省の示している例では、「置く」とされているが、法政学上、他の事象があれば置かないこともあるという意味を含んでいる、「置くものとする」という文言に変えている。

教育委員会事務局付課長 説明を追加する。報酬については、先日条例が改正となり、年額6千円と定めている。

小根森委員 会議は年に何回位を想定されているのか。

教育委員会事務局付課長 正式な運営協議会の会議としては年間2回を想定している。報酬額の根拠としては、学校評議員が1回3千円で、大体年2回開催されていたことをベースとしている。状況によっては2回以上開催される場合もあるが、年間6千円と定めている。

深 水 委 員 第1条に、「教育委員会及び校長の権限と責任の下」とあるが、この「校長」は、どこの校長を指すのか。中学校区には複数の校長が存在する。複数の校長の権限と責任の下ということは、その校長の下にある組織に対する責任となると思うが、実際、中学校区なので、校長よりも上部の組織となる気がするが、そここのところはどうか。

教育委員会事務局付課長 小中一貫で取り組む教育目標等、教育内容等、目指す子ども像等については、構成する中学校の代表校長が中心となる。それを受けて、それぞれの小学校、中学校が、自分のところの教育内容をこのように行っていくということも承認していただくように考えているので、小中一貫教育として進めることについては代表校長、それぞれの小学校、中学校で行うことについてはそれぞれの校長ということで、「校長」としている。これまで小

中一貫教育で取り組んできたことを、全部変えるということではなく、これまでもやってきたこと、小中一貫教育で目指してきたことに対して、それぞれの小学校、中学校でも小さい目標を立てて取り組んできているので、そういう意味で「校長」としている。

深水委員 内容的なところはそうだろうが、文言的に校長といえは1人というイメージがあるし、やはりどうしても、その責任のことは気になるところがある。代表校長という説明は非常によくわかったので、中学校区を代表する校長でもいいのではないかと思うが、他のところに齟齬を来してもいけないので、十分検討していただきたい。この後はずっと「対象校の校長」という言葉に変わっているので、ここでは単独で「校長」という言葉になっているのが気になった。もう1点、「会長、副会長の資格」について、校長を含めるか、含めないかについてはどうか。

教育委員会事務局付課長 会長、副会長については、校長は含めないように考えている。学校の校長から学校の運営方針等を運営協議会へ諮るため、その立場の者が会長というのはおかしいということもあり、ここには書いてないが、校長以外の者で、会長、副会長を務めるように考えている。

教育委員会事務局付課長 立法構成上の問題だが、法律は、項で取る人と、条で取る人がいるが、条または項がばらばらの法が集まったものが法律とされているので、第1条でいう「校長」と、第2条でいう「校長」の意味や範囲が違っていても、それはそれで通るといえば通る。ただ、委員が指摘されるように、ちょっと紛らわしいので、第1条に何か加えたほうが良いということであれば、これを可決いただく前に修正したものを可決することになるため、そこをどうするかを決めていただいた方がよい。

迫田教育長 第1条のところに記している、「校長」という文言について、さきほど説明があったように、代表校長という場合と、各校の校長という場合を一つの枠組の中で表現しているので、そこを明確にしておくということであれば、表現を少し工夫して、審議することになる。代替案として、具体的にこうするといったものがあるか。

教育委員会事務局付課長 代表校長という言葉があるのであれば、例えば、第1条の「及び校長」のところを「及び代表校長」に改める議決をしていただき、修正部分を除く

部分はこのままでよいという議決をしていただければ、訂正されたものが、修正議決されたことになる。

迫田教育長 今回の件について、「代表校長」という文言に修正するか、「校長」のままで包括的に表すということでこのままとするか、意見を願います。

小根森委員 中学校区の中でも、それぞれの学校においては、それぞれの校長が自分の考えを持ってされていると思うので、代表という言い方にしてしまわない方がよいのではないかと。

迫田教育長 「校長」という表現の中に包括していくという意見であった。

井岡委員 同意見である。

深水委員 「代表校長」とするとちょっと引っ掛かりがある。複数を言われるのであれば、例えば、「中学校区内の校長」という言い方がいいかと思う。第1条での「校長」というのはあまりに漠然としている。

教育委員会事務局付課長 「中学校区内の校長」という表現であれば修正は可能と思われる。

迫田教育長 法政学的に正しい文言となるのか。

教育委員会事務局付課長 第2条以下は完全な法律であるが、第1条は法律を作るための目的や趣旨であるため、法政学上の用字用語を用いればどのような表現も第1条であれば可能である。

迫田教育長 藤井委員はいかがか。

藤井委員 どちらの表現でも問題はないと思う。

迫田教育長 それでは、校長という職名について、中学校区の中で運営協議会を設置するのであれば、第1条の中で、「校長」の前に「中学校区内の」と付け加えることについてはどうか。深水委員が言われるのは、範囲を定めるという意図であると思う。

深水委員 そうである。例えば、これが「市長の権限の下」ということであれば素直に受け取れるが、校長というのはあまりに漠然としている気がする。校長会に権限があるというわけではないが、そういったところでの議決の下にこれがあるならば、校長の権限の下にというのはわかりやすいが、そのところを、誰なのかということを確認にしたほうがよい。「責任」もここにかかってくる。

迫田教育長 設置する枠組を整理して明確にするほうが、一般的な「校長」よりもよい



という意見である。そこについて、焦点化して確認したいと思う。藤井委員いかがか。

藤井委員 コミュニティ・スクールのスタートラインなので、どこを示すかという意味では、「中学校区内の」という表現の校長を指す方が、読んで知る側からするとわかりやすいというのが、今の協議の中で感じられた。

迫田教育長 明確にそういう文言を入れた方がよいという意見でよろしいか。

藤井委員 そうである。

迫田教育長 小根森委員，井岡委員はいかがか。

小根森委員 一般的に校長は自分の学校について責任を持っておられるので、私はあんまり違和感がないが、皆さんが入れた方がいいと思われるのであれば入れてもいいかと思う。入れなくても、「校長の権限」ということで、私はない方がわかりやすいと思う。

迫田教育長 教育委員会と当該校区の各校長の権限と責任の中でという意味は変わらないということである。井岡委員いかがか。

井岡委員 十分理解できるので、つけなくてはいけないとは思わない。コミュニティ・スクールそのものが、この学校を中心としたということなので違和感はないが、皆さんがつけた方がいいと言われるならつけてもよい。

迫田教育長 それでは、文言を入れることで明確になるのであれば入れてもいいということでもとめさせていただく。運営協議会の設置範囲をここできちんと示しておくということで、文言としては、「三次市教育委員会及び中学校区内の校長」と修正することについてはよろしいか。

委員一同 一了承一

教育委員会事務局付課長 この後の流れについては、その他にも修正があれば審議いただき、最終的に修正部分が可決成立したのちに、修正部分以外について、可決成立いただければ、この議案が成立することとなる。

迫田教育長 それでは、その他の部分について意見等あればお願いします。

さきほど事務局から説明のあった、第4条，意見の申し出，第2項で、「協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項に関して別に定める規定により、教育委員会を經由し、広島県教育委員会に対し意見を述べることができる。」としており、この規則を議決いただければ、別に定め

る規定として、要綱を整理した上で、また報告する予定である。

教育委員会事務局付課長 要綱は、「三次市教育長に対する事務委任規則」の中で、教育長に包括的に委任されているものであり、先に教育長権限で作成し、教育委員会会議で報告するものとなる。

迫田教育長 この要綱により、意見を述べる内容については、協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見、教育上の課題を踏まえた一般的な意見、個人を特定したものではないものという整理をすることになっている。第5条では、協議会は対象学校の運営状況について評価を行うものとし、現在、設置している、学校関係者評価委員会に代わるものとしても想定している。第7条では、「15名以内の委員をもって」としており、これは、中学校区として予定しているので、1小1中の校区もあれば、4小1中というところもあり、ある程度の幅を持たせる中での委員の人数としている。そして、第10条の報酬については、条例改正の議決により、別表第1に、運営協議会委員を明記し、年額6千円として進めていくといったところについても、今、確認をさせていただきたいと思う。

教育委員会事務局付課長 別に定めるというところについては、上位法優先の原理がある。規則と要綱と一緒に議案として出せるならいいが、要綱はつくれるので、先に要綱を作ると、規則が否決された場合に要綱だけがあるということになってしまうため、今回は報告せず、規則が可決成立したのちに、次回以降の教育委員会会議で報告させていただくものである。併せて、附則4項の経過措置についても、新法優先の原則があり、これを書かないと、今の規則があっても、改正後のものが新法となり、新法になると今やっている効力がなくなるという疑念があるため、あえて附則4項で経過措置を定めている。

迫田教育長 それでは、意見等あればお願いします。

小根森委員 今まで学校評議員会や学校関係者評価委員会があったが、それと、今回の運営協議会との違いがよくわからない。これまでのものとの違いはなにか。

教育委員会事務局付課長 これまでの評議員会は学校長の求めに応じて、学校長が招集して意見をもらうというものだったが、この運営協議会は、小・中学校区内の教育目標とかそれぞれの学校の教育目標を、運営協議会に諮り、みんなで合意の

下にやっていくというものに大きく変わっていく。年度初めにみんなで確認したことに基づいて、学校がきちんとやっているかということが評価されることになるので、これまでは学校が定めたものに対して意見を言っていたものが、学校と運営協議会で合意形成を図ったものに対して評価をしていくということで、大きく変わってくるかと思っている。将来的には評価委員会や評議員会はなくし、この運営協議会一本でいきたいと考えている。

小根森委員 府中市の運営協議会など、いくつか訪問させていただいた。見せていただいたところでは、月1回は集まっているが、それを拒むものではないのか。  
教育委員会事務局付課長 今、年2回としているのは、これまで評議員会としてやってきたものをベースに考えているが、これは、学校の状況や運営協議会の状況によっても違うと思うので、2回以上やってもらうことを拒むものではない。ただし、1年間で6千円ということで定めさせてもらっている。

小根森委員 活発なものになるのかどうか、なかなか難しいところだと思う。  
教育委員会事務局付課長 この回数については、他市町の状況等も聞かせもらい検討したが、明確に回数を示しているところはない。県の教育委員会も回数は示していないので、県立学校でも回数がバラバラである。県立学校の場合は、年額4千円という報酬になっている。年額のみを統一し、回数については明確な定めは持たず、活発的な運営協議会となるように、教育委員会としても指導していきたいと思う。

小根森委員 もう1点、第6条に、協議会が積極的に情報提供すべきだといったことが書かれているが、これはどういう形での提供を考えているのか。  
教育委員会事務局付課長 具体的な方法はまだ定めていないが、今、実行委員会では、学校のホームページの中に運営協議会のホームページも作って、情報発信ができればいいのではないかという意見を出しながら、協議しているところである。ホームページなども活用しながら、情報発信していきたいと思っている。

小根森委員 情報発信は大事であると思う。

迫田教育長 学校の間でもしっかり共有し、今あったような意義を、しっかり職員の中でも理解した上で進めていくことも必要であり、保護者や地域の方に、今、話していただいているような目的や、一緒に当事者になって関わっていた

だくという部分の目的を、今まさに情報発信しているところだが、そういうところは実際に動かしていくことになれば、さらに工夫しながらやっていくことになるかと思う。

小根森委員 第2条で、中学校区ごとの運営協議会となっているが、中学校区ごととなれば、いくつかの学校が集まる。三次市では同じ学校区で小中一貫教育を行っているが、やはり学校単位での活動も大事だと思う。これは、協議会は一緒だが、活動自体は各々ですということと考えていいのか。

教育委員会事務局付課長 小学校区独自でやっていることはあると思う。今、モデル地域の三次中学校区で検討されているのは、やはり目指す子ども像は同じ中学校区だから同じにして、小中9年間で育てていく中で、家庭教育が必要な部分など、一緒に取り組んでいけるところは取り組んでいく。さらに今までやってきた特色も残したいので、例えば、三次小学校委員会のような名前で小学校単位を残した活動が行えるように協議をしている。それぞれの小、中学校の特色が全くなくなることがないようにしたいと考えている。

迫田教育長 その他意見等なければ、議案第27号について、第1条にある、「校長」の部分以外での修正はないということで、まず、修正部分についての議決を行ってよろしいか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 それでは、第1条、目的について、「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定めることにより、三次市教育委員会及び『中学校区内の校長』の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営に適切に参画することを促進し、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組みことを目的とする。」に修正することとしてよろしいか。

委員一同 一承認

迫田教育長 それでは、続いて、修正部分以外について承認してよろしいか。

委員一同 一承認

小根森委員 「中学校区内」というのは「各中学校区内」ということか。

教育委員会事務局付課長 今、小根森委員が確認されたことが動議となるので、「中学校区内」とす

るか「各中学校区内」とするか、確認が必要となる。

迫田教育長 それでは、小根森委員からの動議を受けて、「各中学校区内」とすることについて意見を伺う。

深水委員 「各」の方がわかりやすいと思う。第2条では「中学校区ごと」という表記もあり、「ごと」が前に来て「各」となるのはわかりやすいと思うが、なくてもわかるので、結論は出ないがどちらでもよいと思う。

藤井委員 あってもなくてもわかるので、どちらでもよいと思う。

井岡委員 なくてもよいと思う。

小根森委員 どちらでもよい。

迫田教育長 「中学校区内」でよいという意見と受け止めてよろしいか。

小根森委員 それでよい。

迫田教育長 それでは、第1条の修正については、「校長」の前に、「中学校区内の」という文言を加えるということで承認してよろしいか。

委員一同 ー承認ー

迫田教育長 それでは、それ以外のものについては先ほど確認させていただいたので、議案第27号については、三次市学校運営協議会設置規則案に修正を加えたものを全体として、承認してよろしいか。

委員一同 ー承認ー

迫田教育長 続いて、報告1について事務局の説明を求める。

学校教育課長 三次市学校給食食材安定調達連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により別紙のとおり報告するものである。この告示は、令和5年2月から供用開始を予定している、(仮称)三次市新学校給食調理場において、三次産農産物の活用を図り、地産地消を推進することを目的に設置している、三次市学校給食食材安定調達連絡協議会において、この目的を達成するため、教育委員会が特に必要と認めるものを委員として委嘱または任命できることとするものであり、施行期日は令和3年11月22日である。なお、改正後、三次産農産物を生産している若手の農業従事者で構成する2つの農業者団体から1人ずつ選出いただき、2人の方に委嘱している。

迫田教育長 質問等なければ、報告1についてはよろしいか。

委員一同 一承認一

迫田教育長 続いて、協議1にはいる。学校規模適正化について、前回の教育委員会会議で協議を終了し、前回いただいた意見を踏まえたものを今回の教育委員会会議で議案として提出することとしていたが、教育委員会会議において基本方針として可決する前に、広く市民の方から意見をいただくパブリック・コメントを実施することとし、本日は、パブリック・コメント前の最終案を協議していただきたいと考える。今後の予定については、協議後に日程等を諮らせてもらいたい。

前回の協議について、少し振り返りをする。第3稿については、全体的にはよくまとまっているという意見をいただいた。検討すべき点としては、1つは「ICTの活用」、もう1つは、「おわりに」の内容について、大きく2点の意見を出していただいた。

1点目の「ICTの活用」については、藤井委員、小根森委員から、少しわかりづらいので、わかりやすい表現にした方がよいという意見があった。また、小根森委員から、Society 5.0時代に求められる力は高度であり、本当に小中学校に求められているのか、保護者などはすぐに理解することが難しいのではないか、藤井委員からはもう少しやさしい言葉にした方がいいのではないか、井岡委員からは、確かに少し難しいので注釈を加えた方がいいという意見をいただいた。そういったところを修正しているので、後程また説明する。

2点目、「おわりに」については、藤井委員から、小規模校のことは記述してあるが、中規模校のことも何か記述した方がいいのではないか、井岡委員からは、三次市全般のことも書いてあるので違和感はないが、小規模校のことも少し記述があってもいいのではないかという意見があった。それから小根森委員からは、小規模校のことをあえて強調しなくてもよいと思うが、もう少し三次市として適正化によって子どもたちにどういう教育の場を与えようとしているのかといったことを明確にすべきではないかという意見もいただいている。

今回は前回の議論を踏まえて事務局で追加修正した基本方針案、第4稿を基に意見交換を行い、方針決定につなげていきたいと思うがよろしいか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 では、修正部分について事務局の説明を求める。

教育次長 基本方針案の第4稿について概要を説明する。前回の意見を踏まえ、追加修正しているの、意見をいただいた箇所を中心に説明させていただく。前回の意見で、Society 5.0時代に求められる力は、高度であり本当に小中学校に求められているのか、保護者等はすぐに理解することは難しいのではないかといった意見をいただいたので、6ページでは、表現を変えて、「文部科学省から示された『新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）』においては、『新時代に求められる教育』であることを記述している。7ページには、図を抜粋して掲載した。15ページの「おわりに」では、まず、国や県が求めている教育、そして本市において求めていく教育について述べている。次に、本市でこれまで規模の大小にかかわらず、児童生徒一人ひとりに最適で効果的な学びの支援を行っていること、そして、学校の規模及び配置の適正化を進めるにあたり、保護者や地域の方などに状況を知っていただいた上で、児童生徒一人ひとりの学びについて考え、子どもにとっての環境はどうあるべきかということと十分協議した上で、保護者や地域の方の意見を考慮し、状況に応じて行うことを記述している。最後に、教育や学校、社会の変化に応じて、学校の規模及び配置の適正化の在り方を検証し、見直していくとまとめている。3ページには、児童生徒数の推移として、(表1)に合わせて、平成22年度と令和3年度の比較で数字を修正している。小学校では、学校数5校、児童数577人が減少している。中学校では、生徒数362人が減少している。合わせて11年間で939人の減少がある。今回の基本方針案では、中学校の適正化についても検討することとしているので、4ページでは、(表3)学校数及び学級数に、中学校も新たに追加している。5ページの通学区域の自由化制度の利用状況について、第3稿までは、答申を基に令和2年度の状況を記述していたが、最新の状況を伝えるべきと考え、令和3年度の状況を記述している。令和3年度にこの制度を利用した児童生徒は、小学校30人、中学校が39人である。その理由としては、小学校は、兄・姉が通学している、保護者の通勤場所などの理由が多く、

中学校では、友達が通学している、指定学校よりも規模の小さい学校を希望する、希望する部活動などの理由が挙げられる。少数意見としては、通学している児童がいないため1人で登校するようになる、入学する同級生が少ないなどの意見もあった。

迫田教育長 意見等あれば願います。

小根森委員 「おわりに」を読ませてもらい、すごくよくなったと感じた。広島県の中の三次市としていかにこれから先の教育をやっていくかが率直にわかりやすく書かれていてとてもよいと思う。

教育次長 「おわりに」への意見をいただいたので、この構成について説明する。最初5行は前回と変えていない。次の5行で、広島県教育委員会が育もうとしているものを載せている。次の6行で、本市としても必要だということ載せ、その次は前回から少し変更した形で載せている。次に、適正化の議論がますます重要になってくるということに記載し、そのためにどうするかということに記載しているが、ここは前回とあまり変わっていない。

小根森委員 学校規模適正化検討委員会の滝沢先生が、三次市として子どもたちの教育環境をどうしていくのかということをとにかくしっかり考えて欲しいと何度もおっしゃったことが私も心に残っている。そのことは、ちゃんとここに反映されている。

深水委員 第4稿まで、ずっと時間をかけて仕上げていき、非常にいいものに仕上がっていると思う。いろんな意見がある中で、それを盛り込んでいただき、非常にボリュームが大きくなったが、それだけ私達の思いがあるのだということをしつかりと伝えることができている。前回は欠席したが、「飛躍的な知の発見」について議論が少しあったと聞いている。このことはすごく大切に、今後はこの議論を離れて文章になり、文章を土台にして、どう運用していくかという議論に繋がっていくと思うので、その部分をぜひ、「飛躍的な知の発見」というか、いかに伸ばしていくかということをも基盤にしつかりやっていただきたい。特にここでは、今までのことではなくそれ以上のいろんな出会いや触れ合いの中で、新しい知を見つけるということがすごく大切だと思う。私事で話をさせてもらおうと、子どもが広島の高校へ行き、一番驚いていたのは、同じクラスの中に模擬試験で日本一



をとる子がいるとか、柔道で日本一の子がいるということで、それをすごく喜んでいて。日本一の子と触れ合っていく中で自分も刺激を受けていくといった環境を、この三次の中でも、ICTの使い方や適正化の議論も含めて進めていってもらえば一番いいのではないかと思う。学校単位ではなく、全三次という中で、いろんな触れ合いにより様々な新しい結果が出てくればと思う。前回の教育長の議事録の中に、1 + 1が2じゃなくて、3、4、5になっていくというものがあつたが、そういった運用をぜひお願いしたいと思っている。

藤井委員 何度も協議を重ねながら言葉にするので大変難しいことだと思うが、皆さんがおっしゃったようにまとめていただいたと感じている。ちょっと離れてしまうかもしれないが、小学生の保護者と話をしている際に、三次市はICTやAIなど学力をつけることを前面に押し出されているが、もうちょっと環境についても触れてほしいということをおっしゃられた。確かに側面から見るとそうだと痛感した部分だが、例えば、ZOOMを介した会議をすると、非常に便利がいいということに気づく。何が便利かという、ただ、いるところで会議ができるだけではなく、ペーパーレスに発展したり、移動しないのでガソリンを使わなくてよかったりする。そういうことを伝えると、あ、そうなんだと返ってきた。一般的な捉え方からすると、ICTは、ただ情報をとるだけとか、遠く離れたところとコミュニケーションをとるだけだと思いがちだが、かなり波及するものを抱えている。これをもっと言葉に出して表現していかないといけないとすごく感じた。そこは、この教育の部分とは違って、表現があつたりなかつたりするが、そういうところは、今後子ども達に関わる部分だと思う。細かく言うとそういうこと、これはもう今後絶対欠かせない環境問題も付随してくる部分だと気づかせてもらった一面があつたので、紹介という形で話をさせていただいた。

井岡委員 大変よくまとめられたと読ませてもらった。「おわりに」のところは、最初から比べるとかなりのボリュームになった。せっかくの機会なので、市民の方に伝えるべきところがあると思う。特に真ん中あたりに記載のある、市による手厚い教育がこれまで行われていたが、そうすることが当たり前

になっているので、こういうところはしっかり伝えるべきことだと思う。これは三次の中でしか味わえなかったことである。そのあたりがしっかり記載されたので、やっぱり膨らんでよかったと理解した。

迫田教育長 それぞれ意見を出していただいた。4回、5回と協議を重ねる中で、これまで取り組んできた本市の教育、とりわけ多様な環境がある中で、やはり三次市がしっかり頑張ってきたことと、これからもそういったものの中で子どもたちに力をつけていく環境をさらに整えていくという視点で、またこれからもしっかりやっていくという話や、ICTをもっと活用し、効果的、発展的な工夫をさらに見据えて、試行錯誤を重ねていきながら、本当にあるべき子どもたちの豊かな教育環境の整備につなげたいという委員の皆さんそれぞれの思いを、こうした形にさせていただいたと思っている。

その他に修正の意見がなければ、この文章で広く市民の方にパブリック・コメントの募集をさせていただくということによろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 では、これを基本方針案として、パブリック・コメントにつなげていく。このパブリック・コメントは、今後、三次市のホームページ、ライン、広報誌等を活用して市民の方に周知し、令和4年1月4日から24日までの21日間で行う予定にしている。その意見を踏まえた上で、その後、教育委員会会議に議案として提出し、さらに総合教育会議で市長との協議も行ってみたいと考えている。今後の予定としては、そういう流れで、基本方針を決定していきたいと考えている。そういう流れで進めさせていただいてよろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 ここで5分休憩とする。再開後は議案第28号の審議に入るため、会議は非公開とする。傍聴の方はお手元にお配りしている資料「三次市立小中学校の規模及び的配置の適正化について基本方針（案）」については、意思形成過程の資料であるため、事務局へ返却いただき、退出をお願いします。

—5分休憩—

議案第28号 令和4年度就学児童等の措置について

(児童生徒の就学措置に関する案件であるため非公開)

迫田教育長 これをもって本日の会議を終了する。